

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年6月17日（火）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時任英寛君	副委員長	宮本明彦君
委員	徳田修和君	委員	中村満雄君
委員	植山利博君	委員	今吉歳晴君
委員	蔵原勇君	委員	宮内博君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花堂誠君	保健福祉政策課長	上脇田寛君
健康増進課長	隈元悟君	健康づくり推進室長	宇都幸雄君
すこやか保健センター所長	安田ゆう子君	すこやか保健センター副所長	早瀬秀子君
政策G主査	秋丸健一郎君		
生活環境部長	塩川剛君	環境衛生課長	中馬吉和君
衛生施設課長	梅北悟君	生活環境政策G長	宝徳太君
環境保全G長	林元義文君	廃棄物対策G長	山元辰実君
施設整備G長	楠元聡君	施設管理G長	池之上徳幸君
政策G主査	堀ノ内周作君	環境保全G主査	山本秀一君
廃棄物対策G主査	松崎義美君	環境保全G主任主事	若松樹君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

「健康いきがいくりの講師謝金について」

「社会福祉協議会について」

「霧島市敷根清掃センターについて」

「天降川リサイクルセンターについて」

「山崎紙源センターについて」

「資源ごみ袋について」

「霧島市環境保全協会について」

「松永用水の生活排水について」

「錦江湾奥会議について」

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（時任英寛君）

それでは、ただいまより環境福祉常任委員会を開会いたします。本日は所管事務調査を行います。審査日程につきましてはお手元に配付をいたしております次第書のとおりとさせていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって次第書に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。それでは所管事務調査の現地調査のためにしばらく休憩いたします。

[休 憩 午前 9時 5分]

[再 開 午後 1時00分]

それでは再開します。まず、午後からの最初の調査につきましてはお手元の次第書のとおり保健福祉部関係でございます。議員と語ろかいで出された意見についての調査を行いたいと思います。「健康いきがづくりの講師謝金について」と「社会福祉協議会について」、この2件の調査項目といたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

「健康生きがづくり推進モデル事業」及び「地域健康生きがづくり事業」、これはモデル事業を5年したあとの3年間の事業でございます。つきまして概要を説明いたします。本市では、市民・地域・行政が一体となって生涯を通じた健康・生きがづくりを推進し、市民一人ひとりが主体的に健康・生きがづくりに取り組むための指針として、市の健康増進計画であります「健康きりしま21」を策定しております。市民が健康で生きがいをもって長生きするためには、住み慣れた地域で健康生きがづくりを日常的な取組として推進していくことが必要となることから、同計画に基づき、各地区で「健康生きがづくり推進モデル事業」を展開し、生涯を通じた地域ぐるみの健康生きがづくりの基盤づくりを図っているところでございます。また、健康生きがづくり推進モデル事業を終了した地区に継続的な取組を促すとともに、これまでの活動や現状を検証し、特定健診の受診率向上や運動習慣者の増加などの具体的な数値目標を掲げ、目標に沿った地域における健康・生きがづくりの実践及び支援を図ることを目的に、新たな事業となります「地域健康生きがづくり事業」に引き続き取り組んでいただき、「健康きりしま21」が最終目標としております「健康寿命の延伸」・「早世の減少」・「生活の質の向上」の達成を図るものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明

いたします。

○健康増進課長（隈元 悟君）

「健康生きがづくり推進モデル事業」及び「地域健康生きがづくり事業」の詳細につきまして説明いたします。まず、事業についてでございますが、「健康生きがづくり推進モデル事業」は、平成21年度から実施しており、本年度で6年目を迎えた事業でございます。本事業は、事業の目的としましては、市民が互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら地域の特性やニーズに合った健康生きがづくりを実施し、地域ぐるみでの健康・生きがづくり活動の基盤づくりを図るため事業開始したものでございます。次に、運営費補助金についてでございます。健康づくりや生きがづくりに意欲的に取り組む地区自治公民館に対し、予算の範囲内で、事業を実施する際の活動費として、初年度が30万円、2年目から5年目までは、各年度18万円を上限に補助金を交付することとしております。補助対象経費としましては、報償費、需用費、役務費、使用料、備品購入費等としております。事業の運営につきましては、健康づくり推進員である健康運動普及推進員、食生活改善推進員等の協力をいただき、市の保健師がそれぞれの担当地区を受け持ち、支援を行っております。健康運動普及推進員は、準備・講義等の進め方・事故対応等を考慮し、2名体制での参加としており、その講師謝金につきましては、霧島市予防接種及び健康診査等実施に関する規則に定める報償費金額を基準として、準備から後片付けまでの事業参加を想定し、1回当たり2,000円となっております。資料の2ページには過去5年間の実績、3ページから4ページには、平成25年度に実施した参加者アンケートの集計表を記載しております。次に、5年間の事業終了後の支援につきましては、平成21年度に事業を開始した7地区が、平成25年度で5年間の事業期間を終了いたしました。事業に取り組んでいただいた自治公民館長からは、「地域のつながりが深まった」、「地域の活動を充実させる機会になった」、「地域の人材の発掘ができた」などの評価をいただくとともに、引き続き事業の継続を望む声が多かったことから、次なるステップとして、「地域健康生きがづくり事業」を創設したところでございます。事業の内容としましては、まず、各地域における健康生きがづくり推進モデル事業、実施5年間の健康に関するデータとして、特定健診の受診率・運動習慣者の割合等の推移をお示しし、地域の現状を踏まえた上で、地域で目標設定を行い、目標に沿った健康生きがづくりを実践する地区自治公民館に対し、補助対象期間を3年間とし、各年度10万円を上限に補助金を交付することとしております。なお、健康運動普及推進員を含む健康づくり推進員におきましては、地域の一員として事業に参加していただき、原則として講師謝金等は支払わないことを前提としているため、報償費は補助対象経費にしておりません。本事業は、当該年度の実績数値をもとに目標達成度を検証し、次年度の目標へ反映させるというサイクルを繰り返すことで、補助期間終了後も地域が自主的に健康生きがづくりに取り組むことができるよう、定着を図ることとしております。資料の6ページにつきましては、平成26年度各地区の事業実施予定状況を記載しておりますので御覧ください。以上で、健康増進課の説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑を行います。

○委員（蔵原 勇君）

健康いきがいくりの事業が資料にあるとおり、21年度から実施されて非常に好評が良かったというお話でございますけれども、5年間の実績は非常に好評がいいのですけれども、年代層は分かりませんか。

○健康づくり推進室長（宇都幸雄君）

資料の3ページを御覧頂きたいと思っておりますけれども、これにつきましては平成25年度に参加者アンケートということで集計をしました資料でございます。そこに年齢ということで、19歳、計が14名、90歳以上まで6名と。合計1,452名これが平成25年度のアンケート調査で表れている数字でございます。

○委員（蔵原 勇君）

この70歳から79歳までは412名、突出して多く参加していただいているわけですが、この男子・女子という性別なんかは分かりませんか。

○健康づくり推進室長（宇都幸雄君）

同じく配付しております、資料の3ページですが、全体的なものとしましては、男性が578名、女性が863名、無回答が11名ということで年代別の男女別につきましての合計はとっていないところです。

○委員（宮内 博君）

今日の委員会の調査は議員と語ろかいの霧島会場で健康生きがいくりの関係で質問が出されて、当委員会で審査をするということになった案件でありますけれども、私どもも今の段階では報告書でしかその内容を確認できないんですけれども、健康生きがいくりの賃金の件についての質問だということになっているようですけど、私のほうにも寄せられている声にも共通することがあるのかなと思うのですけれども、先ほどの説明の中で平成21年度に事業を開始した7地区が平成25年度で5年間の事業期間を終了したと。そして新しい事業に10万円補助の部分に移っていくということですが、後段のところ運動普及推進員を含む健康づくり推進員においては、地域の一員として事業に参加していただくということで、講師謝金を払わないという、こういうふうに説明をしているこの部分ではないのかなと思うのですけれども、お尋ねしたいのは食生活改善推進員とそれからいわゆる健康運動推進員、普及推進員、それぞれ何人ずついるのですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

健康運動普及推進員が平成26年4月1日現在で113名です。それと食生活改善推進員が同じく26年4月1日現在で107名です。それとこの推進というのは母子保健推進員という方もいらっしゃいますので、その方が68名ということで、この3推進員がこの健康推進員となっていておられます。

○委員（宮内 博君）

モデル事業のときは大体ここに書いてあるように1回2,000円の講師謝金を払っているということ

で、それが後段の生きがい事業に転換をするということで、ゼロになるということですよ。そういう理解でいいですか。

○健康づくり推進室長（宇都幸雄君）

このことにつきましては、平成21年度にスタートをしました健康生きがいづくり推進モデル事業のスタートをさせる際の考え方を先に説明させていただきたいと思います。平成21年度に推進モデル事業をスタートさせる時点におきまして、今後の健康生きがい事業に運動普及推進員の在り方としまして、5年間で地域の健康生きがいづくりの基盤をつくっていくというのが、まずもっての志願であったわけですが、その際、その中心的役割を担っていただき日常的な取組の推進役として健康運動普及推進の養成と養成講座を行ってきた経緯がございます。そしてこの間において目指すところは地区が自主・自立を確立し、5年経過後は運動普及推進員を含む健康づくり推進においては地域の一人の中に参画していただくという形を原則としてきたものですから、今回の新しい事業におきましては講師謝金等は支払わないことを前提としておりまして、今回の新しい事業におきましても要綱や積算の中には入れていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

要するにこの5年間は仕込みの段階で、実際に6年目からそれを本格的なルールに乗せて自主的な活動をやっていこうということなのかなと今話を聞いて感じたのですけれども、先ほど人数について御説明がありました。それぞれ運動推進員が113人、食生活改善員107人という、いわゆる市内全域にこの活動は広がっているわけですが、いわゆるそれぞれの推進員の方たちが自分たちの出身の所を任されて、その出身の所ということであれば、今の話は通じる話になるのではないかと思います。けれども、全然離れた所に出掛けて行って、そこで講師を引き受けてとかいうことになったときに、それが通じるのかという点で、やはりそういう部分が出ているから、「なぜ以前2,000円だったのに今は頂けないのですか」ということで、こういう語ろかいでも意見としても出されているのではいかというふうに思うのですけれども、私のところにも同じようなことで苦情が来た経過があるものですから、その方がおっしゃっているのを聞くと大体そんな感じなんです。その辺の実情はどれほどつかんでいらっしゃるのですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

確かに議員が今おっしゃるとおり居住地ではなく、他地区に行かれているケースもあると思います。それをちょっと調べてみますと、大体隼人の地区は隼人の方が多いようです。全体的に66%くらい、残り34%くらいが他地区に行っているようです。そういう状況を鑑みると確かに議員がおっしゃるようなことも一利あると思います。ただ、これまで5年間ということで、それぞれ推進員の方にはいろいろ御理解ということでお話もしてきておりました。地域の核となって地域で活躍していただくように5年間ということで、そういう2,000円の報償費もお支払いしているわけですが、そういうことでただ、6年目になったこれからの3年間のこの事業につきましては、そういう報償費等を積算していない。そういうのがこちらでは補助対象外としてさせていただいているわけですが

ども、その部分につきましては健康運動普及推進員のほうからは、この中ではそれぞれの活動費として自主的にそこはお支払されている部分もあるようです。ただ、ここで地域の方々からもいろいろお話も聞くのですけれども、そういう方々に対してのお金は支払われないのかとかいうお話もあります。そこあたりにつきましては私どもは何も言えません。一応この予算に関して補助対象外とさせていただいたということで、お話をしておりますので、そこは地域と1対1で話の中で、そこは弁当代とか、そういうのはこれまでも出ておりますので、弁当をお渡しされたり、ジュースを出したりとか、そういうことはあると思いますので、そこらには私たちは触れられないということかなと思います。

○委員（植山利博君）

私は当日語ろかいの現場には行っていませんけれども、後で全協の場で、広報広聴委員長の取りまとめられたものを聞いた上で、霧島地区において、この健康生きがづくり講師謝金について市民の方から話があったというふうに受けたまわっております。その内容についてはきちっと制度の中で謝金が予算の範囲の中で位置付けられているわけですけれども、講師の方が見えて生きがづくりの推進について20分間程度、講師がいろんな説明をされると。しかも2人の講師の方が見えて説明されるんだけど、その謝金が一人2,000円と二人で4,000円ということであれば、若干、高額ではないかというような立場からの市民の声だったと理解しております。そのことについて執行部としてどういう見解をお持ちなのかお尋ねしておきます。

○健康増進課長（隈元 悟君）

お答えいたします。まず、この二人態勢というところにつきましては先ほども答弁しておりますが、二人態勢という明確な位置付けはないのですけれども、準備・講義を行う際の連携体制、片づけ・受講時の対応等を考えたところの体制ということで、二人態勢をとっているところです。それから2,000円というのも先ほど答弁をいたしましたけれども、霧島市予防接種及び健康診査等実施に関する規則にのっとってこの報償費をお支払しているわけですけれども、20分の2,000円という規定は全くありません。一般的に講師という立場の方に対する謝金ということで、1回あたり2,000円ということになっております。ただこの20分ということと言われておりますけれども、準備から事業参加、後片付け、そうものを含んだ概ね授業終了までの参加を想定して設定しているものと思われまます。そのほか事業参加に当たって実施会場まで片道30分以上というような居住地以外の地区を担当していただいている推進員もいらっしゃいますので、そういうところも考慮してということで御理解いただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

今説明をいただきました。それでお尋ねしますけれども、講師によっては現地まで30分くらいの移動もケースとしてはあると。ということは往復すると1時間程度ということですよ。その一回に費やす全体の時間は大体どれくらいという認識でよろしいですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

こちらで考える時に報償費というのは、一回あたり大体4時間程度ということ想定しているよう

なことです。

○委員（植山利博君）

その辺のところを勘案すると決して1回あたり2,000円という報酬はそうべらぼうに高い単価ではないのではないかなという私は個人的にはそういう気がします。往復の時間4時間、実質そこまで考えると5時間近い時間が拘束されるということを考えると、金額について聴けば高額なものではないなという感じは受けたところです。その辺のところは私どもも議員と語るかいの中で議員として全てを掌握しているわけではないので、そこで即答できない部分については持ち帰って担当課と議論をしたり、事情を聞いたりしながら市民の方に持ち帰って文書で返答するなりというようなことが求められているのかなという気がしました。

○委員（中村満雄君）

要は2,000円が高いのか安いのかとか、そういった観点から言いますと、この講師の方が話されることというのは、市がこういったことについて話をしなさいとかそういったことを提示していらっしゃるのですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

市からということではなくて、この10回程度の事業を各公民館でこの事業につきまして取り組んで頂くわけですけれども、その取り組む前に企画会議ということで、保健師、健康運動普及推進員、公民館の方も入りまして一緒に3者で事業の取組について企画会議をします。その中でそういう事業につきまして、講演の型の選定というようなところは決められていくということです。市が決めるということではないです。

○委員（中村満雄君）

「こんなつまらない話に2,000円も払うのか」とかそういったお気持ちを住民の方がお持ちになったのではないかと。私の個人的な推測ですけれども。だから実りあるすばらしい講演であったら「2,000円は安いね」とか、そういった意味で講師の方がどのようなことをお話されているのか市は把握されているのですか。要は多くの担当者がいらっしゃるわけですけれども、それぞれの方の資質とか、しょうもないことを20分も喋ってとかそういった気持ちを持たれていないとか、そこら辺を含めて。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今は中村委員が御指摘のことは、正にそのとおりでございまして、実は本日に備えまして我々も打ち合わせをしたんですけれども、運動推進員さんの平準化というのはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、温度差があるということも今回のこの議員と語るかいの中の意見をお聞きして、実は自治公民館長会議でも出た問題なのです。そういったこともございまして、やはり、推進員の一人ひとりの考え方、積極的な姿勢、取組方というのも非常に大事になってくる。そういった意味から、例えばちょっと物足りないなという方には2,000円が高すぎるんじゃないかという御批判も出たのではないかと思います。そういったこともありますので、我々としても各地区には保健師が一人ずつ張

り付いておりますので、やはり運動普及推進員につきましては、保健師・栄養士さんと連携してお互い助言、切磋琢磨しながら進めていくということがこの事業の趣旨でもございますので、十分助言をさせていただきたいと思っております、平準化にも対応したいと考えております。

○委員（宮本明彦君）

健康生きがいがづくり推進モデル事業の1ページですけれども、講師が運推というのが運動推進員と考えていいですか。ほかの医師、地元チーム、栄養士、食改というのが食生活改善推進員だと思うのですが、講師がこれだけいますけれども、運動推進員のほかの講師の方にも講師謝金を同等に払われたと考えてよろしいですか。

○健康づくり推進室長（宇都幸雄君）

それぞれの事業につきまして、要綱を定めているのですけれども、その中で市が持っている報償費の参考資料がありますので、それを地区の方々には見せて、今回の事業の中お医者さんを頼みたいということであれば、今示しておりますのは1万8,500円程度の報償費をお支払いしている。それぞれのお医者さんでありますとか、栄養士さんでありますとか、看護師さんでありますとか、市が持っている報償費のそういう基準を基にしたものを参考にしてお願いしているところです。

○委員（宮本明彦君）

ということは、この講師の方々にはそれぞれ基準に基づいた講師料をお支払していたという理解でよろしいですね。

○健康づくり推進室長（宇都幸雄君）

はい、そういうことになります。ただ、今回の健康生きがいがづくり推進モデル事業の中で地域の人材を発掘するというのも一つの事業の趣旨でもありまして、具体的に言いますとそばづくりの名人でありますとか、そういった方が地域にいらっしゃれば、その方についての報償費としてはその他報償費ということでお示しをしている5,000円程度のお支払いがされているものだと理解しています。

○委員（宮本明彦君）

今のレベルを聞いていますと、1回2,000円というのは決して高い金額ではないという理解でよろしいですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

この運動普及推進員さんの活動につきましては、実際私も地元の生きがいがづくり事業に何回か参加しておりますけれども、まず、体操の指導をしていただいたり、血圧が高い人はいませんかとか、塩分を控えてとか、ちょっとした知恵を出していただいたり、あるいはその日の準備のためにもう数日前からいろんな新聞とかの取材をされたりして、いろいろ難儀をされております。そういった意味からもこの2,000円というのが決して高いとは考えておりません。

○委員（徳田修和君）

一点確認させていただきたいのですが、先ほど中村委員からも出ました講演の質のところ、各地区に保健師が張り付いているので、そちらのほうのサポートで対応したいというふうなお答えを

いただいたのですけれども、昨日総務文教常任委員会を傍聴させていただいたのですけれども、その中で各地区に保健師がいるという話題が出てきたのですが、4地区は保健師ではなく看護師だというような答えが出ていたのですけれども、その辺はどのようなのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

それにつきましては、旧市町レベルのいわゆる総合支所の市民福祉課等に保健師という正職員がいない。つまりは平成22年4月1日から隼人のすこやか保健センターに保健師の正職員は集約をしたという経緯があります。今総務文教常任委員会で話題になったのはそのこと。各地区には正職員の保健師・看護師はいませんよと。臨職の看護師や臨職の嘱託保健師がいるというような形でやっております。先ほど私が申し上げたのは各地区自治公民館でこの事業が行われる場合に担当の正職員が対応しているということでございます。

○委員（宮本明彦君）

事業の経年について、一つだけお聞かせください。健康生きがづくり推進モデル事業があって、その次に地域健康づくり、これは推進モデル事業は5年間ということですよ。5年間21年度から始まったのですけれども、22年から始めた所、23年から始めた所があるということはそれはモデル事業としては今でも続いている。5年間は続いている。で、5年終わった所が地域健康生きがづくり事業に変わったという理解でよろしいでしょうか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

そのとおりです。25年度始められた所は29年度で5年間は終わると。その後3年間という形になります。

○委員長（時任英寛君）

確認ですけれども、健康いきがづくり推進モデル事業の講師謝金についての質疑はほかにありませんか。それでは地域健康生きがづくり事業についての質疑も認めます。

○委員（宮内 博君）

今年7か所で3年間の事業に移行していくと。毎年これは増えていくと思うのですけれども、来年は何箇所になるのですか。

○健康増進課長（隈元 悟君）

24地区がまた加入されます。ですので、7足す24で来年度は31か所になります。

○委員（宮内 博君）

次第にこれが増えていくことになるわけですよ。最終的には82か所がそのようになっていくということですが、今年が3年目の初めての事業、初年度になるわけですが、先ほど私が紹介しましたようにこれまで5年間推進員の方たちには2,000円ずつ払われていたと。それが市のほうからは出さないということで、後は受入の10万円のところで何とか工夫してくださいよということだろうと思うのですけれども、実際にはまだ、4月からスタートしてそんなに日にちありませんので、実績がどうか分かりませんが、それがどんなふうになるような状況ですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

7地区3年間の新たな事業に取り組む地区については、まだ検証はしておりません。ただ、今回の3年の事業は冒頭で説明申し上げましたとおり、かなり数字的な目標設定をしてやるようにしています。保健師が入った企画会議的なもの、その年間のスケジュール等を検討する中ではそういう話もできると思います。そういったことからやはり地元の意見もお聞きして、例えばその地域内に健康運動普及推進員さんがいらっしゃらなくて、他の地区から応援をお願いしないといけない地区については、弾力的な運用も考えていかなければならないと現在検討しているところです。

○委員（宮内 博君）

実際、新しくそういう形で事業変わるということで、今までと違う対応を迫られているところでは、一つの悩みの種になっているというようなのが、私どものほうにも寄せられております。特にほかの地域に出掛けて行って、様々な講師などをしたり、そういう場合も当然あり得る話ですので、そういう所にはきちんと柔軟に対応できる方策をお検討中だと理解してよろしいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

検討しております。

○委員（植山利博君）

補助金のこととは少し離れるのですけれども、せっかくの機会ですから、教えて頂きたいのですが、この健康生きがいがづくり推進モデル事業の説明で「健康きりしま21」が最終目標としておりますのは「健康寿命の延伸」・「早世の減少」・「生活の質の向上」と三つ挙げられているのですが、「健康寿命の延伸」というのは大体理解ができると思います。「生活の質の向上」というのも分かるのですけれども、「早世の減少」の内容を解説していただけますか。

○すこやか保健センター所長（安田ゆう子君）

この早世というところは65歳以下で早く死んでしまうというような場合を早世ということの定義を国のほうがしております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで「健康生きがいがづくりの講師謝金について」の調査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

〔休 憩 午後 1時53分〕

〔再 開 午後 1時55分〕

再開します。続きまして「社会福祉協議会について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど委員長のほうからもございましたが、今回の所管事務調査にあたりましては私と課長の説明はやはり議員と語ろかいで出た問題だけではなく、大まかなところから申し上げている部分もございまして御理解いただきたいと思っております。それでは社会福祉協議会につきまして、市の社会福祉協議会への関わりについて、その概要を説明いたします。市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とする非営利の民間組織で、基本的に1市町村を区域として、社会福祉法に基づき設置されている社会福祉法人です。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、広く福祉の増進に取り組んでおられる団体です。本市におきましても、福祉推進の中核的役割を担っており、市と連携を図りながら福祉活動に取り組んでいただいているところでございます。詳細につきまして、担当課長が説明をいたします。

○長寿・障害福祉課長（上脇田寛君）

詳細を説明いたします。霧島市社会福祉協議会は、本市において福祉推進の中心的な団体として、広範な活動を行っておられ、市といたしましても、社会福祉事業の推進及び市民福祉の向上を図ることを目的として運営補助を行っております。この補助金はすべて、事務局長、支所長、福祉活動専門員、事務職員の人件費に充当され、平成26年度は5,234万円を予算計上しております。それぞれの職種で上限額を設けて補助しており、実績が上限額を下回った場合は返納することとなっております。本日、提出しております2部の資料は、いずれも社会福祉協議会が作成したもので、昨年7月に発行された「社協だより」には、基本方針、事業計画、予算・決算、事業報告等が掲載されております。この「社協だより」は、年4回発行され、全戸配布されております。もう片方は、本年度初めの自治公民館長・自治会長合同会議の説明用資料の中の社会福祉協議会関係を抜粋したものですので、御覧ください。なお、御承知のこととは存じますが、先ほど部長も申し上げましたとおり、社会福祉協議会は法に定める要件を具備する、独立した社会福祉法人であり、市の外郭団体ではないことを申し添えまして、説明を終わります。

○委員長(時任英寛君)

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑を行いたいと思っております。確認ですが、議員と語ろかいで出された御意見というのは、宮内地区での御意見でございましたが、会費を払っているけれども、ものを言う場所がないということでございました。社協だよりに事業報告、決算報告等は載っておりますという話は申し上げたんですけれども、社会福祉協議会に対して議会がどうのこうのと言える問題ではないんですけれども、保健福祉部長、政策課長は、評議員あるいは代議員に入っていられるんですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

社会福祉協議会の法人としての役員につきましては、理事会がありまして、理事につきまして総務部長が行政機関から入っております。その下に評議員会がございまして、評議員として保健福祉部長が入っています。議員と語ろかいでありました趣旨が、意見を言う機会がないということでしたけれ

ども、理事につきましては、例えば、国分地区であれば福祉施設の代表、民生委員の会長、隼人であれば自公連の会長、ボランティアグループの方、老人クラブの方等が入っていらっしゃると思います。評議員につきましては、非常に広い範囲から入っておりまして、自治公民館の代表、婦人団体の代表、いわゆる福祉4団体と言われる霧島市母子寡婦福祉協議会、手をつなぐ育成会、身障協、それから霧島市老人クラブ連合会、そういった方々が入っていらっしゃると思います、そういった方々が意見を言えますよというような周知があれば自治公民館長さん等を通じて住民の方が述べられる機会はあると考えております。

○委員(植山利博君)

今の部長の答弁で、くまなく市民の方々の意見を反映するようなシステムにはなっていると理解をするわけですが、この団体の最高意思決定機関が総会なのか、理事会なのか、評議員会なのか意思決定機関の手続きの在り方について説明いただけますか。

○保健福祉政策課主査(秋丸健一郎君)

社会福祉協議会は、社会福祉法人であります。社会福祉法人の意思決定については、理事会が意思決定機関であり、社協の場合は会長という言い方をしますが、その代表者が理事長になります。意思決定機関である理事会に対して、市で議会に当たる部分が評議員会になります。ですので、理事会において予算や事業計画等の計画審議をした後に評議員会で同じように審議をいただく形になります。

○委員(植山利博君)

ということは、広範な市民の方々の意見を社会福祉協議会の意思決定に反映する機会は十分に担保されているという理解でよろしいですね。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

そのとおりです。また、評議員会を選出するに当たっては、各地域、旧市町ごとに地域福祉連絡委員という組織も設置されておりまして、その中から推薦等で評議員も選ばれますので、さらに地域福祉連絡会で市民の方々の声を吸い上げる機会はあると考えております。

○委員長(時任英寛君)

植山委員から質疑があったものをいちいち社協だよりに載せなさいということではないですけども、御要望、御不明な点がありましたらここにということで、窓口を作っていただいて掲載するだけでも広く市民の皆さんの御意見も聞ける体制はありますよということではできるとはなかろうかと思っておりますので、御提案をいただければと思います。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

社会福祉協議会とは意見交換の機会が随時ございますので、その時に当委員会でも出た要望としてお伝えしたいと思います。

○委員(宮本明彦君)

全戸配布は、自治公民館を通じてではなく、全戸配布と考えたらよろしいのでしょうか。

○保健福祉政策課長(上脇田寛君)

自治公民館を通じてと理解していただければと思います。

○委員(宮本明彦君)

ということは、自治会加入者のみに渡っているという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長(上脇田寛君)

会費の徴収の手段ですけれども、自治公民館を通じてしかできていませんので、配布についても自治公民館に配布していると理解しております。

○委員長(時任英寛君)

会費を納めている会員に配布しているということによろしいですね。

○保健福祉政策課長(上脇田寛君)

平成25年の実績で、霧島市社会福祉協議会の会員数が3万2,116人なので、これは世帯と考えていいのではないかと考えています。実際の世帯は5万ちょっとなので、そこまでは全て配ってないと思います。基本的に広報と同じ手段で配っておりますので、そういう理解をしていただければいいと思います。

○委員(中村満雄君)

市の補助が人件費に使われるということで、26年度で5,234万円。社協だよりの人件費が4億2,994万円、このかい離はなんですか。

○保健福祉政策課長(上脇田寛君)

まず、社協の職員ですけれども、パート、臨時、嘱託、正規職員で昨年度の数字ですけれども、187名ほどいらっしゃいます。社会福祉協議会の事業、支出は、人件費がある程度大きいシェアを占めますけれども、まず先ほど説明しました人件費の補助金のほかに、市から委託しておりますものもございます。各温泉センター関係を指定管理に頼んだり、委託料関係で社会福祉協議会へ仕事をお願いしている部分がございます。そういうのが主な収入で、支出はやはり人件費がある程度占めているということがございます。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

人件費の社協だよりで掲載されている4億円以上とのかい離ということで御指摘がありました。市の運営費補助の積算につきましては、合併当初から約束事がございまして、社協の本・支所の事務局長又は、支所長1名、それから福祉活動専門員という地方交付税でも基準財政需要額に算入される地位の方を一人、それから、事務職員一人という相当分を合計7支所分見ておりますことから、五千数百万になっているということがございます。したがって、社協だよりの4億円というのは、社協の180数名の人件費が全て入っているということの御理解でいただければと思います。

○委員長(時任英寛君)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で社会福祉協議会についての調査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

[休 憩 午後 3時 7分]

[再 開 午後 3時20分]

再開いたします。続きまして「資源ごみ袋について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

生活環境部関係所管事務調査の説明につきまして、先に連絡のありました事項について担当課長等が御説明申し上げますのでどうぞよろしく願いいたします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

「議員と語るかい」で出ました資源ごみ袋について御説明いたします。本市のごみの分け方、出し方の一覧表の中で資源ごみにつきましては、14品目に分類し、各ごみステーションで回収用コンテナ等に排出していただいているところですが、缶類、ペットボトル、プラスチック容器包装につきましては、資源ごみ袋で排出していただいているところがございます。次に、平成25年度のごみ袋の売上に関しまして、資源ごみ袋につきましては、資源ごみ袋の大きが年間85万4,530枚、売上高が1,199万5,700円の売上になり、小が16万4,110枚で、売上高が196万9,860円の売上となっております。以上で資源ごみ袋に関する説明を終わります。続きまして環境保全協会について御説明させていただきます。平成25年度事業報告でございますが、昨年5月に平成25年度の第1回総会を開催し、その後各種事業を実施いたしております。事業の主なものといたしまして、12月15日に国分上野原で行われました第3回霧島市10万本植林プロジェクトに、環境保全協会も協賛団体となっておりますことから、32名参加いたしております。また、本年1月30・31日には、本協会役員等の環境衛生に係る知識・思想等の向上を図ることを目的としまして、宮崎県都城市の「山崎紙源センター都城営業所リサイクル工場」や宮崎県日南市の「王子製紙株式会社 日南工場」等の研修視察を実施いたしております。併せて、当該研修視察時に第2回霧島市環境保全協会総会を開催いたしております。以上が平成25年度霧島市環境保全協会本部の事業報告になります。続きまして、平成25年度 決算につきまして、御説明申し上げます。収入の部について御説明申し上げます。まず、会費でございますが、収入済額724万9,000円となっております。これは、平成25年度の衛生会費収入であり、3万6,245世帯掛ける200円分となっております。各地区の納付実績につきましては、説明資料9ページに記載いたしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明資料の7ページの繰越金は、平成24年度からの繰越金になります。次の特別会計繰入金は、平成24年度3月から平成25年度2月までのごみ袋販売で得られました収益分で、収入済額で7,712万7,113円となっております。これらの内訳につきましては、10ページに記載いたしておりますが、一番上の表、右端の月計の一番下の欄、7,712万7,113円が収益分として一致することとなります。それでは、また説明資料7ページにお戻り頂きまして、市補助金でございますが、これは市からの補助事業への間接補助金になります。まず分別収集推進補助でございますが、資源ごみの分別収集を行う自治会に対し補助を行うもので、平成25年度は837自治会に対し、1,573万

5,550円の補助を行っております。次に、ごみ減量化を推進するために電気式生ごみ処理機の購入補助として16台分28万円の補助を行っております。さらに、自治会がごみ置場等を設置する場合の補助として、53自治会に対し、250万7,000円の補助を行っており、これらの市からの補助金は合計で1,852万2,550円となっております。この内訳につきましては、説明資料13ページにそれぞれ補助金ごとの内訳を添付しておりますので後ほど御覧ください。次に、本部交付金は、160万9,392円でございますが、ごみ袋販売で得られました収益分の中から本部が受ける交付金でございます。次の助成金は、始良地区衛生自治団体連合会からの活動助成金で、収入済額19万1,700円となっております。次の支部借入金受入は、支部からの借入がございませんでしたので、収入済額0円となっております。次の源泉所得税等預かり金は、雇用職員の社会保険料及び源泉所得税等の隼人・霧島支部からの預かり金となりますが、収入済額151万2,841円となっております。以上、収入済額合計で1億1,828万4,031円となります。続きまして、主な支出について御説明申し上げます会議費は、総会等に伴う報償費・旅費等で、10万7,248円の支払済額となっております。一般管理費は、契約税理士への報酬や本部運営に必要な消耗品費等の一般事務費及び各種税等の公課費で、875万5,911円の支払済額となっております。次に、事業費でございますが、本部が行う事業に係る経費になっております。内訳といたしまして、まず、負担金補助及び交付金は、先ほど収入のところでお説明申し上げました市からの補助金をそのまま交付するものと、あと環境保全協会本部及び各支部への交付金になりますが、9,892万6,609円の支払済額となっております。補助額の詳細につきましては、摘要欄に記載いたしております。研修会費は、事業報告で御説明申し上げました、リサイクル施設等の研修視察の経費で51万7,100円の支出済額となっております。これら、事業費計で9,959万3,709円の支出済額となります。あと、源泉所得税等預かり金支払などを含めた支出済の合計は、1億1,002万9,201円となり、次年度への繰越が825万4,830円となっております。以上で環境保全協会本部の平成25年度事業実施報告及び平成25年度決算につきまして御説明を終わりますが、説明資料の最後のほうに今年度の本部総会で活動事例発表のごさいました隼人支部姫城地区自治公民館の資料を添付させていただいております。説明資料の15ページからになりますが、これは姫城地区自治公民館で開催された同地区の環境保全推進員の方々の会議資料になります。説明資料の20ページをお開きください。こちらは環境保全協会の施策に基づく隼人支部の取組内容になります。このように他の支部におきましても、毎年各種活動がなされております。23ページ以降は活動風景の記録写真になりますが多くの方々がボランティアとして活動されております。環境保全協会の各支部では、市内の環境美化のために年間を通して様々な活動をされております。環境保全協会は、霧島市の環境保全思想の普及啓発や生活環境の向上等に関する活動を推進する極めて重要な組織であるということを申し添えて説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑を行います。

○委員（植山利博君）

議員と語ろかいで資源ごみを一生懸命分別して出せば出すほどごみ袋が必要になり、経費が掛かる

というなお話でした。なるほどなという思いだったわけですが、今の説明の中で資源ごみの袋の店頭価格、大が17円、可燃ごみが21円ということで、4円の差があるが、配慮があって価格の差があるのかなという気がしたんですけれども、価格の差についてはどのような見解がありますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

袋の発注、販売については、環境保全協会で決定されている実情がございます。先ほどございましたとおり、出せば出すほどお金が掛かるということも事実でございます。一方で燃えるごみとして出す、それをリサイクルするわけですけれども、当然リサイクル袋の方が安かったらリサイクルに回すわけですので、その辺の経済的インセンティブを誘導するという意味合いもあって決められているのではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

環境保全協会が価格の設定をしたり、実際の事業は推進されているということで、人は一線を画しているという答弁がされるわけです。市民の側からすれば、ごみの処理というのを政策的にやはり市が担うべきものであって、それを環境保全協会が代行というか、やっていただいているという位置付けでいいと言う今の在り方を確認させてもらいたいと思うんですがそれでよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

環境保全協会というのは過去のそのいきさつの流れがあるんですよね。旧国分・隼人、1市3町においては国分地区衛生管理組合ということでごみ処理をしていたと。それらについて40何年に燃えるごみの工場ができてすぐに燃えないごみの工場ができた。そこで仕分けをしなければいけないという過去の事例があった。そこで、例えばそれぞれの自治体で袋を作ったとしてもごちゃ混ぜになってしまうということで足並みを揃えた方がいいのではないかとということ等で、一括で入札した方が安くなるというようなこと等で、当時の1市3町の衛生団体がまとまって入札した経緯があると。そういう中で今度は市町村合併で平成17年に合併したわけですけども、この時期と合わせて旧1市6町の普及会等も合併の準備を進めて、平成17年の時には合併準備委員会ができて、平成20年度に合併したという流れがある。そういう流れを酌んできている中で現在にずっと引き継いできているというのがまず実態でございます。私どもからすれば、袋のそういう販売・収益、その辺の一切のことは保全協会で行ってもらっている。併せて袋を指定することによって、ごみを処理する市、あるいは当時の国分地区衛生管理組合の業務もスムーズにいつているというようなことでその辺をお互い、袋のほうで協力をしていただきながら適正な処理をするというような流れでやってきたということでございます。

○委員（植山利博君）

過去の経緯は、十分承知をしていて、私は個人的には、今の霧島市のごみの処理の仕方、過去の合併前からの隼人にしても国分にしても、近隣の霧島市を構成しているそれぞれの自治体のごみ処理の仕方は、私は非常に先駆的だったと思うんですよ。今日の施設を見ても非常に整然として、いい管理がされていますから。府中市に行政視察に行って府中市の話をしましたけれども、ある意味では府中

市よりもはるかに進んだ状況にごみ処理はあったと評価しています。そういう中でも100%完璧ということではないわけですから、今回、市民の皆さんから出てきたこの問題提起というのは、しっかり受け止めて、やはりそこを改善すべきは改善していかなきゃならない存在。過去の議論をどうこうするつもりはないけれども、今後、資源ごみの処理の仕方については、市民の方々が持ってらっしゃる矛盾をしっかり受け止めてそれを改善する方向に取り組んでいくべきだと思うんですけど、そういう方向で検討していくということによろしいですか。

○生活環境部長(塩川 剛君)

ごみ袋、資源ごみ袋の関係につきましても、環境保全協会の会長さんとも今こういったような質問が出ていますということでお話をさせていただいたところでした。会長さんも検討するといったようなスタンスでございますので、当然、総会等で諮らなければならないというようなこともございます。先ほど申しましたとおり、袋の値段を下げることによる経済的インセンティブという、そちらの方も効果があるのではないかなと思ったりしておりますので、この件につきましては、保全協会のほうと十分協議をさせていただきたいと考えております。

○委員(植山利博君)

それと併せて、やはりごみの全体量をどう削減していくかと、そしてゴミの処理の全体的なコストをどう縮減していくかということも大きな課題だと思うんです。そのためには、やはり一人一人の方々が本気でごみを減量しようとするような方向に政策誘導していかなきゃいけないということだろうと思うんです。今日もずっと施設を見させていただいたら、この霧島市民の方々は、非常に前向きに資源ごみの処理の仕方も分別の仕方もされている方、大方なんです。ただ、中には心ない方もいらっしゃるわけであって、こういう方々が温度差がなく本当に真剣にごみの減量、資源ごみの利活用がしやすいようなごみ出しの仕方を誘導するようなインセンティブの政策を進める必要があるというふうに思いますけれどもいかがですか。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

確かに、おっしゃいますようにここ数年のごみの搬入量の推移、それと資源化率、こういうのを見た場合に、ごみの搬入量も減ることなくほぼ横ばいの数字が続いております。そして、資源化のほうも増えるという傾向がなかなか見られないというような状況がございます。これは、先ほど議員がおっしゃいましたように市民の一人一人の意識に訴えかけるということについて更に取り組んでいく必要があると思います。実際、市民の中にも天降川リサイクルセンターに廃油を持ち込んだりして、それが市の財源になっているということを理解されている方がどれだけいらっしゃるかということも考えられると思います。我々はそちらの普及・啓発にもっと力を入れなければならないというようなものを感じた次第でございまして、それら含めましていろんな取組をやっていく必要があるなという事は痛感しております。

○委員(植山利博君)

一生懸命分別をしたり、ごみの減量化に努める方々が報われるようなというか、評価をされるよう

な政策を進めるべきだと思うんですよ。そうすれば、みんなが同じ方向に努力をされる。汗をかいた人が、努力をされた人が評価をされて報われるようなごみの収集政策を進めていただきたい。事例を言えば、粗大ごみを、若しくは資源ごみを直接持ち込まれるような方が優遇されるような制度をするべきだと。持ち込んだ方が料金を取られて、敷根清掃センターにポンと出した方が無料でというような施策はいかがかなものかなと思うわけです。そこら辺を一つ一つ詰めていって、ごみ減量、それから資源化に一生懸命取り組む方々が報われるような政策をぜひ進めていただくことを希望しておきます。

○委員(宮内 博君)

今回の議員と語るかいの中で出されたのは、資源ごみ袋が必要なのかどうかという議論だったろうというふうに思うんですよね。それで、ここでは、鹿児島市とか始良市とか挙げて、資源ごみ袋自体を使ってないということで、少なくとも資源ごみ袋は無料にするか使わないようにすべきではないかと、こういう問題提起だったわけです。それで、実際に垂水市とか薩摩川内市とかそういうところも袋を使ってないんですよね。ネットに入れて始良市と同じような形で収集していることになっているんですけど、午前中リサイクルセンターを見てまいりました。資源ごみの袋に一つ一つ入っているのをカッターナイフで切り裂いて、ベルトコンベアに載せるわけです。それも大変な労力だろうと。また、袋自体もごみとして出るわけです。そういう手間や無駄をやっているんじゃないかというのを改めて感じたんだけど、県内で資源ごみ袋という形で利用している自治体が19市の中で何市ありますか。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

19市中資源ごみの袋を指定している自治体は10市ということで今捉えております。

○委員(宮内 博君)

実際に大きなネットを準備して、そこにひっくり返せば後はひとまとめにして運搬すると。ベルトコンベアに載せる分も重量が掛かりますから、その分工夫をしないといけないという部分はあるのだろうけれども、その分、負担の軽減になるということです。資源ごみ袋だけの収入でどれぐらいが計上されているか分かりますか。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

資源ごみ袋だけの売り上げは説明資料の5ページにあります。

○委員(宮内 博君)

これを見ましても1,400万円くらい使っているということになるわけだけど、この説明資料5ページのところの支払額が5,043万円で、売り上げが11億2,700万円ということで、この分が掛けてあるということですね。ですから、本当に掛け率も高くて、補助金もこれからそれぞれの自治公民館に出すわけだけれども、こういう仕組みも改善をしていかなければというふうに思いますけれど。一応環境保全協会には議会でも取り上げられたということでお伝えしますということですが、先ほど部長からは、議会でも質問をされたということでお話をしたということでしたが、感触はいかがでした

か。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

会長と私のほうで会長にお話をさせていただきました。会長といたしましては、そういう問題が出ているという事実があれば、やはり本部の総会なり、そういうところで議論をしていく必要があるというような話をされていたところです。

○委員(宮内 博君)

それと、先ほどの資源ごみ袋を使っている所が10市だという点については、そういう面でも少し働き掛けを強めていく必要があるのではないかと思いますけど。部長どうですか、他市でやっている方法をもう少し検討されてはいかがですか。

○生活環境部長(塩川 剛君)

先ほど植山議員からもありましたけれども、本市の取組としては、ある意味先進的な取組はしてきているという自負はいたしております。宮内議員から、先ほどネットでというような話もございました。私、国分に住んでおりますけれども、自分の所のごみステーションを考えた場合、うちは市道の端にあるんですけれども、場所がどうだろうかというような疑問も少し感じたりします。地域によって、旧市町によって収集の仕方が若干違いますので、集約して持ち込まれて、スペースがある所はやり易いんでしょうけれども、場所のない、例えば市道の脇に置いているような場合については、場所がどうなのかなというのは懸念されます。それから、午前中ですか、現地調査で総務課長さんでしたか、あの方といろいろと話をしたんですけれども、やはり中が見えないといけない。何が入っているか分からないというのもまず問題。それから、例えば、スーパーの白袋では、中が見えないというような事等で、中が見えないと違反ごみのシールを張らざるを得ないのかなというような話をしておりました。それから今、天降川リサイクルセンターで今考えていらっしゃるのが、リサイクルのごみ袋をごみとして出しているのですけれども、その袋をごみ袋のメーカーに出して、それをまたごみ袋として再生できないかというようなのはメーカー側と協議をしているというような話でした。そういう実態もありますけれども、46団体中6団体がリサイクル袋を有料化という実態等も考えながら、これは環境保全協会だけの問題ではなくて、ごみを出す人の考え方をどうしていくか、それを処理する側の、例えば、機械をどう変えなければいけないとか、その辺のところもまたいろいろ出てこようかと思っておりますけれども、リサイクルの在り方についてまた検討してみたいと思っております。先ほど説明いたしましたけれども、14品目中、ごみ袋を使って出してもらっているのが缶とペットボトルとその他プラの三つだけでございますので、そういう実態も踏まえて、今後の在り方を検討させていただきたいと思っております。

○委員(宮内 博君)

本市のリサイクルを進める上で、環境保全協会の役割が大きいというのは認識しているんですけども、やはりきちんとした条例化というのをぜひとも、これは検討していく必要があるのではないかと同時に、リサイクル率の関係でありますけれど、全国が平成25年3月で20.8%と言われて

いるんですけど、本市は何%ですか。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

平成24年度の数値でございますが、15.5%になっております。

○委員(宮内 博君)

私が持っているのは、15.6%ということになってはいますが、県の平均は幾らですか。

○環境衛生課主査(松崎義美君)

同じく24年度の県平均が16.1%になっております。

○委員(宮内博君)

私の資料では25年3月で17.1%なんですけどね。霧島市は全国平均・県の平均よりも低いんですよ。これを、少なくとも全国平均へまず引き上げるというようなことで、どういう対策を強化していくのかという方向性をお示してください。

○生活環境部長(塩川 剛君)

今日も、敷根清掃センターで見てもらったと思うんですけども、小型家電についても、ピックアップの形で分類をしています。今、環境省のモデル事業がございまして、店頭回収ボックスを置くというのがございます。この事業を今年度の下半期から始めたいというふうには考えております。そういう店頭で協力していただける店があればその店頭でボックスに改修するという方向と赤袋に入ってきたのをピックアップしていくという作業を続けていきたいと。まだ確定ではございません、課内でちょっと協議の中で今話をしているのが、今後考えられるものとして布類、これらも結構出てくるのではないかと、ごみ質分析を見ますと、紙ごみ類の割合が最も多いんです。紙とごみの分類ができていないのはっきり申し上げられないんですけども、布類も相当あるというような認識でございます。これらのものを収集できないか。実際、引き取ってくださる業者等も県内にいらっしゃるようでございますので、この辺を検討してみたいなということ。もう一つは、霧島市、半分田舎、家に庭木が立っている、そういうような家庭が多いかと思っておりますけれども、切枝が結構出てきます。現場の職員に聴きますと、ほぼ毎日のように出てくると、シーズンによって結構多くなるといったような事等ありますので、切枝をリサイクルへ回すのはできないか、そうすれば、結構重量がございまして、ウエイトとしては大分減ってくるのではないかなというような考え方もしております。今考えておりますのが、小型家電、これは法で着手できるであろうと、あと、布類、切枝について課内で検討しようかという協議をいたしているところでございます。

○委員(宮内 博君)

今日、リサイクルセンターで説明していたんですが、以前は、発泡スチロールはリサイクルとして出していましたよね、今、一般ごみに出す。素材としては小さく加工したものと同一素材だと思うんですが、なぜ燃やすごみに回すようになったのかなと、重量はそんなにないけれども容量的には大きいんですよね。

○廃棄物対策グループ長(山元辰実君)

前回、隼人時代は発泡スチロールも資源ごみとして出していたんですが、発泡スチロールを今日見ていただきましたように、その他プラスチック製容器包装の梱包するときにベルトをかますんですが、ひもで圧縮するんですけども、発泡スチロールの弾力があり過ぎて、紐が切れてしまうということで可燃ごみとして出していただくようになったという経緯があります。

○委員(宮内 博君)

機械の加工の時にそういう不具合が生じるということですよ。であればリサイクルとしては本来利用できるわけだけれども、不具合が生じているので、やむなく燃えるごみに出してもらっているということですよ。もう少しその辺、工夫の仕様が有りそうな気がするんですけども、先ほど部長のほうからありましたように、切枝の堆肥化も含めたリサイクルということですけども、もっともいろいろ出てくるのではないのかなというふうに思うんですけども、もっと工夫も必要ではないのかなと思ってお聞きしたところでした。

○委員(植山利博君)

先ほどから資源ごみの袋のことについて、議論がなされているわけですけども、今後検討していくということで、それはそれで納得をするわけです。それで宮内委員と少し違う立場・視点から物を見ていくと、可燃ごみ袋の原価に対して販売価格が高いのではというような指摘、資源ごみ袋についてもそうですけども、私はもうちょっと差額があっても、ある意味で、もうちょっと高くてもいいと思うのですよ。幾ら高いかというのは限度がありますけれども、やはり今後は、ごみを処理するそれぞれの家庭それぞれの人が自分たちの出したごみを処理することにも一定の負担、コストが掛かるという意識もしっかりと持ってもらうないと、この前一般質問の中で提示をしていただいたように、霧島市全体のごみを処理するのに十五、六億円も、下手するとその他の経費まで入れれば20億円近いお金が掛かっているのだらうと思います。だからそこに対しての市民の方々がそういうコスト意識をしっかり持ってもらうためには、可燃ごみ袋の値段というのは、もう少しくらい高くても、そのことがごみを減量化しようということのインセンティブになっていくのではないかと、私はそういう立場を取っております。ですから、そのことも併せて個別回収を今後どうするかということも併せて検討していただきたいと思うのですけどいかがですか。

○生活環境部長(塩川 剛君)

いずれにしても、保全協会とこのことについては協議をいたします。本日委員会の中でいろいろ両論あったと、いずれも納得できるようなところもありますし、そういったような意見があったということ等も本部の方につないで、特に資源ごみ袋の在り方について検討をさせていただきたいと思っております。

○委員(中村満雄君)

可燃ごみを高くしなさい、それは納得します。資源ごみはただにしないさいと。ただにしたら分別はさらに進むと思いますので、それは私の意見ということで。

○生活環境部長(塩川 剛君)

先ほど申しましたとおり、可燃ごみ袋とそのリサイクル資源ごみ袋、これに差をつけることについては、先ほども申しましたとおり経済的インセンティブを誘引するというような考え方は持っておりますので御理解いただきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの植山議員の発言に反論をするわけではありませんけれど、私が言っているのは市民の側にその負担だけを押しつけるということが本当にいいのかという観点から言っているわけで、排出者責任というのは市民ではなくて、製造元の排出者という責任はあまり問題にされないのです。消費が美德というふうに言われるような形で、本来ならそのリサイクルして、ごみとして出された物を修理して、自転車などもそうですけれど、再利用できるようなシステムであったり、あるいはもっと修繕がしやすいようなものを販売して、それをずっと長く大切に使えるような仕組みを作ったりと、とにかく物を大量に生産して大量に消費するという、それが当たり前になっている中で一番末端のところだけの責任をそういう形でやるということは問題じゃないかという、次の観点があるわけですよ。今議論している一番末端の話のところですから、そここのところの誤解がないようにしてもらいたいということをまず言っておきたいと思えます。それでちょっとお尋ねですけど、今日リサイクルセンター、処理場の方にも行って来たのですが、処理場の話は後ですということですが、リサイクルということから言いますと、以前は、今申しました自転車とか、あるいは家具とか出す側は要らないというふうに言っているけども、実際少し手直しをすればそれが使えるということで、この前環境福祉常任委員会で行政視察をした府中市では、それをシルバー人材センターの方たちが手を入れて何千円かで自転車なども七、八千円でしたか、販売をしているということで、かなり詳しい検査もして後々問題も起きないようなところまで整備をして再度使ってもらう、それを自転車屋さんで卸しているということでした。今日調査したところでは以前はそうやっていたけども、今はもうできないということで、やっていないということだったのですが、そういうのも再度考え直していく必要があるのではないのかなとリサイクルに関わってその点をちょっとお示してください。

○委員長（時任英寛君）

議員と語ろかいであった資源ごみ袋と環境保全協会を済ませましょうか。委員の方々に申し上げます。議員と語ろかいで出ました資源ごみ袋及び環境保全協会についての質疑を行います。

○委員（宮本明彦君）

市民の方々から上がってきたのは、社会福祉協議会もそうだったのですが環境保全協会の方に物を言う手段がない、パイプがないというようなことがありました。その辺どういったら向こうに伝わるものなのかっていうのをもう一回お知らせ頂けたらと思えます。市役所にもありますから、そこを通じてということでもいいのですけども。

○委員長（時任英寛君）

最初で申し上げましたように、環境保全協会の場合は決算、またはその事業報告等はお便り的なものがないものですから、そのあたりで御不満を申される方がいらっしゃるということでございます。

しばらく休憩いたします。

[休憩 午後 3時 7分]

[再開 午後 3時20分]

再開いたします。執行部の答弁を求めます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

環境保全協会に対する市民の方からの御意見や環境保全協会の市民へのPRということについてお話がございましたが、環境保全協会の活動実態の市民への周知ということ等につきましては、非常にいい御提言をいただきましたので環境保全協会の方でもぜひ、仮称ではございますが環境保全協会だよりというそういうものの作成に取り組んでまいりたいというふうに考えます。なお、その中で市民の方がどこに相談すればいいのかというのも併せて紹介させていただきたいというふうに考えます。

○委員長（時任英寛君）

先だって私どもが行政視察をいたしました府中市においては、ごみの環境だよりみたいな形で出しているらしいので、ぜひ、今後減量化に向かうためにもそういうもので御理解をいただきたいと思えますし、先ほど執行部が部長の方からありましたように意識改革というのも非常に大事なことであると思えます。植山委員のほうからも御指摘がありましたように、そのためにはPR誌とか広報において意識改革に努めていただきたいと。このように要望をいたしておきます。

○委員（宮本明彦君）

実態として前課長にはちょっとお話は差し上げたことがあるのですが、環境保全協会が公民館の加入者に水切りバケツであるとか、充電キットといったらいいのですか、そういう物を公民館の加入者にお渡ししている部分があると。各支部の交付金から出るような形にはなっていると思うのですけれども、結局のところは収入がごみ袋の収入だけで7,700万円とか7,800万円ですよ。その中から出ているということは、全市民の方々がごみ袋を買って、それを利用してごみのクリーン化に貢献しているわけですが、そういう中で何で自治公民館の方々だけにいろんなものが配られるのかなど。そこがもう一つやっぱり納得いかない。もし全市で盛り上げようというのであれば全市民に配布するのが妥当と言ったら妥当だと思うのですが、そういうものがもしなかったら、配らないでいいのだったら、このお金が全部また別の意味で有効に利用できるのではないかと。というのは、本当にもっとごみ袋の料金を下げてもいいのではないかと、また市のごみ焼却に利用できるのではないかと。というようなことも思っているのですが、この辺は環境保全協会の動きという意味でどうお考えなのか、全体的な話をお願いします。

○生活環境部長（塩川 剛君）

保全協会費ということで200円頂いております。そういったお支払いしていただいた方々に還元品等をお返ししているような流れになっているのかなと思います。各地区でちょっと具体的に把握して

おりませんけれども、そういった方々に還元品をお返ししているという流れになっているのかなと思います。保全協会といたしましても、それぞれ不法投棄のごみ処理も結構ございますが、それらの経費とか、先ほど姫城地区等で御紹介申し上げましたけども、そういう環境学習等にも積極的に取り組んでいらっしゃるということ。また併せて還元品等のそういうものに200円というのも一部充てられているという状況でございます。今のところ全市民にということではなくて、その200円の会費を基にそれらの還元品なり、あるいはそういう不法投棄の回収なりそういう経費に充てているというような整理でございます。

○委員（宮本明彦君）

200円というお金、世帯で払っているわけですね。国分地区だけなのかもしれませんけども、紙紐も配られています。紙紐が200円妥当なところかなと思っているのですが、充電キットといったらまだそれよりも何回も使える電池が付き、キットが付きますから、やはりそれだけでは購入できないのかなと思いののですが、やっぱりそれでも200円が有効利用・活用されているというお考えなのかどうか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

今年度、26年度の方でございます。毎年還元品というのはそれぞれ各支部でそれぞれ検討されて、それぞれ各支部で出されております。今年の国分地区につきましては、ごみ袋が一番いいのではなかろうかというような結論に達しまして200円の会費を頂いているのですが、600円相当分のごみ袋を還元しようというような今のところそういう流れになっております。

○委員（宮本明彦君）

まず、そしたら各地区によってどういったことに使われているのか、まず先ほど売り上げの収益で特別会計繰入金7,712万7,113円、これがごみ袋の収益ということですから、これに対して支部交付金が7,879万4,000円ということですよ。その売上げが各支部交付金に渡っているような状況だということがありますので、各支部がまずどのような活動をされているのか。本当は個々のお金がどういうふうに使われているのかというのが一番重要なポイントかなというふうに思っていますので、それはまた次回と言ったらいいのですか、今お答えをお持ちじゃないようですので、また次回きちんと報告をしていただければと思います。この辺の各支部の交付金の出入りといいますか、決算の明細というのは市のほうはお持ちなのでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

支部への交付額は分かりますけども、支部ごとの決算等につきましては、それぞれの支部の方で資料として持っておりますので、支部の数値につきましては私どものほうでは把握をいたしておりません。

○委員（宮本明彦君）

その辺は今お持ちではないということですが、今後それを頂けるといことは考えておられますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

それについては可能です。

○委員（宮本明彦君）

もう一点、公課費というのが説明資料の8ページ支出のところにありますけれども、支払済額が679万3,900円各種税等ということがありますけれども、どんな税金を支払われているのか分かりますか。

○環境保全G長（林元義文君）

各種税等につきましては、消費税・市町村民税・都道府県民税・事業税・法人税・復興特別法人税等が入っております。

○委員（宮本明彦君）

消費税、これはありますね。市町村民税これもあり、企業だからありということですかね。法人税も企業だからあり、それぞれ金額までお分かりですか。

○環境保全G長（林元義文君）

まず、25年分の支払になりますが、法人税が270万4,900円、復興特別法人税が20万500円、事業税等が105万1,700円、都道府県民税が15万5,700円、市町村民税が44万7,700円、消費税等が84万5,500円となっております。

○委員（宮本明彦君）

確かに、もし市がきちっと税収を入れたら、売上げが入ったら税金がなくていいという言い方もおかしいのですが、そういった法人税等も要らないのかなという気もします。そういう面で先ほど協議というお話がありましたけども、今後の課題といたら課題ですから、その辺はきちっとこの環境保全協会はどういう立ち位置がいいのか、これは歴史があって、今までの経緯もあって、そのまま存続してきたということも先ほど御答弁でありましたけども、もう一回きちっと一から環境保全協会の在り方、別に悪い事業をやっているということではありません。先ほど姫城地区自治公民館の例もありますので、今後きちっとその辺はどう在るべきなのかというのを見ていただければなというふうに考えています。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

環境保全協会の売上等につきましては、税理士のほうからも指摘を受けている部分がございます。売上げがやはりかなりあると。市民に還元する方法等も考えられないか、あるいはしっかり経費等が発生するのであればその経費等をちゃんと落とすべきではないかというような指摘も受けているところでございます。これらも含めまして、協会には私のほうはそういう話を前もって持っていこうとしているところでございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で資源ごみ袋についてと霧島市環境保全協会についての調査を終了いたします。続きまして松

永用水の生活排水についてを議題といたします。若干説明いたします。年間通水事業をされていらっしゃるわけですが、事情によって止まっているときがあると。その部分で市民の方から環境衛生上おかしいのではないかと、通していただきたいという御意見があったということでございますので、執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

松永用水の生活排水について御説明申し上げます。まず、用水路の通水について御説明申し上げます。霧島市は市内4か所の主要幹線水路管理者と、生活排水による悪臭の発生を防ぎ、地域の生活環境を保全することや、緊急時に防火用水として活用することを目的といたしまして通水協定を結んでおります。生活排水対策としての通水期間といたしましては、用水路の改修工事や清掃等の期間を除く非灌漑期となっております。次に用水路の役割といたしましては、農業灌漑用水、下水道供用開始区域以外の浄化槽世帯の排水の流出先としての役割、洪水防止機能、生活用水などの多面的・公的な機能を併せ持っております。続きまして、国分土地改良区の通水実績について御説明申し上げます。現在、国分土地改良区が管理する主要幹線路は5線路ございまして、議員と語ろかいで御指摘のあった用水路の通水実績につきましては松永溝でございます。松永溝における非灌漑期の通水は、平成25年11月25日から平成26年3月31日までとなっておりますが、この間用水路の改修工事により全線の停水をした期間が含まれております。なお、国分土地改良区に確認しましたところ、平成26年度につきましては、現段階では工事の予定はないとのことでございます。水路の老朽化対策としての改修工事や、各地区における清掃などは必要でありますことから、やむを得ず停水しなければならないこともございますが、非灌漑期の通水につきましては、議員と語ろかいでの御指摘等を踏まえ、適切な通水がなされますよう水路管理者との調整に努めてまいります。

○委員長（時任英寛君）

執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

宮内原用水、松永用水、共通する案件だというふうに思いますけど、語ろかいでは松永用水ということですが、示していただいた説明資料を見ましてもやっぱり松永用水の通水開始時期というのは一番遅いですよね。刈取りが終わった後の落水は10月10日で共通しているのだけど、通水は11月25日で冬季通水の開始日になっています。一番早い所で五箇村井堰が10月21日と10日に落水して21日は冬季通水を開始しているということでもあります。やはり防火用水という役割が非常に大きいと。同時に衛生面でも通水ができるだけ年間を通じて行うようにということが必要だろうというふうに思うのですが、確かに工事などがあって止めざる得ない事情も分かりますが、可能な限りその工事に支障がないような形で通水をするとか、その辺は市として働き掛けをしているのですか。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

工事等で通水が行われない場合、松永溝のことを簡単に説明いたしますと、松永溝が1本走っております。今回の場合は松永溝の上流側で工事が行われました。そういった場合、国分土地改良区は

もう一本の重久溝こちらの方からめがね橋で合流させて府中を抜けて福島の方に抜かせるような作業も市の方からお願いはしているところがございます。あと山からの湧水なども引き入れてもらうような試験的な試み等もお願いしているところがございます。

○委員（宮内 博君）

ここで示したのは平成25年の実績ということで説明資料として提供していただいているのだけど、大体この宮内原用水も松永用水も11月25日頃は冬季の通水の開始日ではないかというふうに思うのだけど、ここ二、三年遡って報告できますか。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

調べておりません。

○委員（宮内 博君）

私ちょうど目の前が宮内原水路なのです。ですからいつ通水が始まったかというのもその日に分かるという、そういう所にあるものですから、前にも用水路の防火用水としての活用ということで提案をしたことはあるのですけれど、やはり止めている期間が一か月以上、これでいきますと40日を過ぎるわけですよね。本当にカラカラに乾燥するような状況まで水路が止まっていると。早く通水してくださいと言うと海苔が貼って、後々管理がちょっと手間が掛かるとか、いろいろ理由も言っているのですけれども、ぜひ、通水の開始の日にちをもう少し早めにして、同時にもう一つはそれぞれの田んぼに取水をする取水口がきちんと管理されていないと当然この苦情があるわけですよね。水が通っているからいつまでも稲刈りができないとか、そういうのになったりするわけで、そのところも以前提案したことがあるのですけれど、その辺を含めてきちんとしっかり水を止めなければいけないときには止めることができるような、そういう施設にも援助していくことが必要だと思うのですが、部長、一言どうぞ。

○生活環境部長（塩川 剛君）

松永溝が一番遅いと、冬季通水が遅いということですね。宮内原も遅いということでしたけど、ちょっとざっと見て思ったのですが、松永溝、実は私の実家の下が松永溝でして、広瀬の一番下ですね。刈取りが一番遅い所なのです。その辺もあるのかなというような想定はできますけれども、宮内原にしても恐らく下まで、浜之市、あの辺まで流れてきているのかなと、一番刈取りの遅い所なので、どうしてもその辺が遅くなるのではないのかなというのは想定いたしているところです。ただ、冬季の通水というのは、環境面の効果もございますし、そういう防火水ですね、それらの取水と言ったような意味でも大きな効果がございますので、その辺の適正な管理というのにつきましても、水路のほうの管理者と適切な調整というのに努めていきたいというふうに考えています。松永溝につきましては、先ほど担当のほうから話がありましたけれども、県の事業で適正化事業というのをやっておりまして、これが25年度までということでございますので、26年度については、そのことが長期に渡る停水がないようなことでできないかといったような御相談を水路管理者の方としてみたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

確認をさせていただきます。この途中で通水を止める工事、ほとんど耕地課関係の工事が多いかと思えます。この工事につきましては、環境衛生課のほうにはいつからいつまでというような、そういう連絡というのがあるのか。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

工事の着工開始・着工完了等につきましては、環境衛生課のほうに特に連絡は来ておりません。

○委員長（時任英寛君）

したがいまして、この年間通水事業を環境衛生課が主管するのに、いつ通っていつ止めるのか、冬季通水の時期は土地改良区とするのですが、いつ工事が始まっていつ止めて、いつからそれが解除になるかというのは主管課でありながら認識ができていないということですよね。それであつたら耕地課の方にこの事業を移管したら向こうはいつからいつまでというのは分かるわけだから、市民サービスの上から見ればいつまで止まるのですかと、実際の話が自然水利の部分で消防局ともやり取りをしていただかないと困るのですよ。果たして確かに年間通水事業を環境衛生課が主幹としてきたけれども、これで実際いろんな対応ができるのかというようなお話を聞いてみれば疑義あると、そういう認識に立っているのですけど部長いかがなのでしょう。

○生活環境部長（塩川 剛君）

環境衛生課で持つか耕地課で持つか、これは昔から内部でもいろいろ議論をしてきたところでございます。確かにその水道等を建設するのは耕地側のサイドでございまして、私どもの方ではそういう年間通水することによる生活環境の保全といったような、そういう一面もあるということでございます。切り口によって、どちらがどう取るかというような話になろうかと思えますけど、本日御意見がありましたことを力強く感じましたので話をしてみたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

結局ですね、いつからいつまでが主管課である環境衛生課は分かっていないと、いつまで止まっているのかまたちょっと調べますよということになります。耕地課と土地改良区はしっかり連携して、いつ止めて、いつから工事が終わってというのはしていると思うのですよね。結局は生活環境部の整備もそうですけど、消防水利の一つの要因になっているわけですから、そこで消防局とも連携をしていかなければならない。工事期間というのは非常に重要になってくるということを踏まえて、是非とも、その辺りの認識が共有できる部署がやはり所管した方がいいのではないかというような意見でございますので、よろしくお願ひします。あと年間通水事業は予算的には幾ら掛けていらっしゃるのか。

○環境保全G長（林元義文君）

金額につきましては327万7,000円支払っております。内訳は国分土地改良区敷根地区自治公民館水利部、川内地区用水組合、宮内原土地改良区に対する支払いとなっております。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で松永用水の生活排水についての調査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後 3時48分]

[再開 午後 3時50分]

再開します。続きまして錦江湾奥会議について議題といたします。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

錦江湾奥会議は霧島市長が発起人となり平成23年8月に発足しており、設置の目的は日本百景に選定されている錦江湾の湾奥部に位置する自治体である鹿児島市・垂水市・霧島市及び始良市がそれぞれの行政区を越えて連携し、環境・水産・観光・交通・防災・教育などに係わる様々な施策・事業についてお互いに知恵を出し合い、協働することにより地域活性化を図ることとなっております。規約等につきましては、説明資料26ページ以降を御覧ください。なお、錦江湾奥会議のテーマとしては、説明資料の30ページにありますように各分野において様々なものがあります。ちなみに環境の分野に関しましては「次世代へ引き継ぐ豊かな海、河川、干潟などの自然環境の保全・利活用」とあります。そこで、それぞれの専門分野での考察を深める目的で、平成25年6月に連絡調整委員会を設置した上で、環境を始めとする四つの専門部会を設置し、協議を進めているところでございます。環境専門部会は平成25年7月に第1回目の会議を開催し、環境イベント時、パネル展示・ビデオ放映事業を実施することを決定しました。これに基づき錦江湾奥会議へ平成26年度予算51万8,000円を要求し、本年度執行予定となっております。今後につきましては環境専門部会協議報告を踏まえ、錦江湾奥会議の設置目的及びテーマにあるように関係自治体と連携しながら、湾奥の水質保全活動の強化に努め、自然環境の保全・利活用ができるよう協議を進めてまいります。

○委員（宮内 博君）

昨年の7月に第1回の会議を開催して、今年始めて予算をつけて、これから環境イベントのパネルやビデオなども作成していこうということなのですが、大体いつ頃これが行われる予定なのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

環境専門部会の第2回目は7月14日に始良市で開催される予定となっております。始良市で開催されるのは、始良市がこの環境専門部会につきましては事務局となっている関係でございます。

○委員長（時任英寛君）

展示パネルなども始良市でするのですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

展示パネルの製作等については始良市のほうに一任しておりますので、近々できるものと考えております。展示場所等はまず鹿児島市の環境未来館等で展示をしまして、その後について持ち回りをするのかというのを今度の環境専門部会で協議する予定でございます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので錦江湾奥会議についての質疑を終結します。それでは、本日予定をいたしておりました霧島市敷根清掃センター及び天降川リサイクルセンター、山崎紙源センターについての所管事務調査をまた後日、日を改めて行うこととし、本日はこれにて閉会いたします。しばらく休憩します。

〔休憩 午後 4時00分〕

〔再開 午後 4時01分〕

再開します。本日議員と語ろかいの中で出されました所管事務調査の5項目にわたりまして調査をいたしました。この報告につきましていか取り計らいましょうか。皆様方の御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。本会議において壇上から報告をする、文書で報告をする。様々な報告の仕方があろうかと思ひます。ただ、最終的には議員と語ろかいで出された御意見でございますので、議会だよりには載せていくということではあるのですけれども、その前段の報告の在り方について御意見を出してください。

○委員（中村満雄君）

最終的な文面については委員長に一任ということになるかと思ひますけれども、確認ということでこの5項目に関して、こんな意見が出たよねとかそういったことの確認だけはして、それが最終的には委員長のほうで網羅した上でまとめるという形がいいのではないかと思ひます。

○委員（植山利博君）

取りあえず、委員長報告の中で所管事務調査をしましたと。議員と語ろかいで出されたテーマについても所管事務調査をしたわけですから、それを本会議の最終日くらいに、委員長報告の中で入れ込んで報告をしていただくということでどうですか。そして結果としてその要点を掲載するという形がいいのではないかと思ひます。

○委員長（時任英寛君）

今植山議員からありました御意見は5項目全てについて、最終本会議に壇上からの報告とするということでございますけれども。ほかに御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議員と語ろかいで出されて、全員協議会でこういう問題が出たよということで報告があった案件でありますので、全体の共通認識にするということと同時に問題提起をした方にもきちんとお答えをするということで答えられるのは本会議できちんと報告をすることではないのかなと思ひますので、今の提案でいいと思ひます。内容的には委員長のほうで御検討いただければと思ひます。

○委員長（時任英寛君）

今最終本会議において、壇上からの報告とすべしという報告がございましたが、これに御異議ござ

いませんでしょうか。よって5項目の所管事務調査の報告といたしまして、最終本会議に報告をさせていただくということで決しました。次に自由討議と委員長報告に付け加える点の確認ということで、一緒に御意見を出していただければと思います。まず、「健康生きがいくりの講師謝金について」御意見・委員長報告に付け加える点がございましたら出してください。

○委員（宮内 博君）

健康生きがいくりの講師謝金については、議会報告会では2,000円の支払いが妥当なのかどうかということでの御意見だったわけですが、その内容等については推進員がどういう内容で報告をするのかという点でもう少し資質を高めるそういう取組等も併せて必要ではないかということも痛感しました。同時に5年間の事業が終わって新しく3年の事業に移行するときの講師謝金の扱い方をどうするのかという点については、5年の事業が終わって、3年の事業に変更されたところから講師謝金が全く出ないと。交通費も出ないというような苦情等も寄せられておりますので、やはり他地域に出掛けて行って、講師を務める等については、それなりの費用弁償等も含めた対応が必要だろうと。執行部もそれについては部内で検討していきたいということでありましたので、これから5年間の事業が終了して、新しく移行していく団体が増えてくるという初年度でありますから、そういう意味では今年どういうふうに取り組んでいくのが大事だと思いますので、しっかりとした対策を取っていただきたいということを明記していただきたい。

○委員（中村満雄君）

先ほどの保健福祉部の説明では原則として、講師の謝金は支払わない、原則としてということですので、行政というのはこれは例外だというのが上手ですので、ところがその例外とは何かと言ったら地元健康運動普及推進員ですか、こういった人が育たなかった所が例外なんだということであつたら何も問題なく支払われるのではないかと。その辺は執行部のほうはそういった意識はあるでしょうが、原則としてという言葉をつけていますので、そこを拡大解釈しろということではないかと思えます。

○委員（植山利博君）

大体お二方の2点の意見はそれで妥当ではないかなと思います。それと、議員と語ろかいでは2,000円の謝金は高すぎるというのが論点ですので、その中で今宮内議員が言われた113名いらっしゃると。数も多いですからその方々の資質向上ということも一つありますけれども、拘束されている時間の全体をみれば決してべらぼうに高い金額ではないのだということも入れ込んでいただきたい。

○委員（中村満雄君）

そういった意味では執行部の答弁がありましたように講師がお話になる講演の内容とかそういったものをもっと高めるといふ動きもするということでした。

○委員長（時任英寛君）

健康いきがいくりの講師謝金についてほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

次に社会福祉協議会について御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

社会福祉協議会は本市の社会福祉に関わる事業を全体に渡って行っている組織であります。ただ、議員と語ろかいで出た意見というのも一利あると思うのです。結局一般の大多数の市民の方々が社会福祉協議会の運営について、在り方について、なかなかものを言える機会がない。どういう形で市民の多くの方々の意見を反映することができるのだろうかというようなことも思っています。それで一方ではいろんな募金であるとか、強制的にと言ったら語弊がありますがけれども、自治会を通じて一定の負担を強いられているわけですから社会福祉協議会の意思決定機関というのも自治会やら様々な市民の代表が出ておられますので、そういうことを通じて多くの市民の人たちの意見を反映するような形で開かれた社会福祉協議会の運営に努めていただきたいというような申入れをしていただきたいというふうに思います。

○委員長（時任英寛君）

提言という形で執行部もそうしますと言える立場でございませんでしたので、このような申し入れをしたというような形でよろしいでしょうか。

○委員（中村満雄君）

先ほど話が出ましたが、御意見がある方はこういった形で意見が反映できますよということの一文でも議会だよりにあればですね。

○委員長（時任英寛君）

次に、資源ごみ袋について御意見をお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

資源ごみ袋の関係については議員と語ろかいで出された他の自治体の取組等も今後参考にして、負担軽減をするという形で、取り組む方向性をぜひ、努力をしていただきたいと思います。同時に環境保全協会についてでありますけれども、ごみ袋の売上だけでも1億3,000万円近い売上げを持っている団体です。実際にごみ袋使用が義務化されているというようなことがありまして、自治法上での取扱い等では議論をしてきたところでもありますけれども、そのところがしっかりと法律にも明記された方向で説明ができるような形で対応策を急いでいただきたい。

○委員長（時任英寛君）

今のは有料化を条例で明確化するというようなことでいいですか。

○委員（宮内 博君）

有料化は地方自治法228条の関係ですけれども、実質義務化しているということで第14条のほうは法律的には大きいと思うのです。有料化ということになれば当然それはごみ袋についても一般会計の収入として、そして環境保全協会には補助金として相応のものを市から助成するという形にしなければならぬという話です。

○委員長（時任英寛君）

地方自治法第14条の義務化の部分について条例で明確化するべきであろうということですね。

○委員(宮内 博君)

付け加えれば実態に即してということです。

○委員(植山利博君)

私も似たような見解を持っております。実態としては有料化になっているわけですから、それはきちっと条例でうたうと。そして予算総計主義に則ってきちっと霧島市の歳入に挙げると。執行部も答弁しておりましたけれども、税理士からいろんな指摘も受けておりますので、結局売上げの金額も大きいし、税金の処理の仕方もあります。ですからそこら辺の運営の在り方も環境保全協会そのものの運営の在り方についてもきちっと精査をした上で、合理的な運営に努めると。そのことが市民の理解をごみ処理についても理解が得られるような取組につながっていくというふうに思います。それから資源ごみ袋については一生懸命分別して、資源を資源ごみとして利活用したり、資金化したりする取組を一生懸命される方がちゃんと報われるような環境をつくる。資源ごみを安くすとか、無くすとか、そういう方向で執行部も取組を検討したいということですので、ぜひ、本来あるべき姿にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○委員(宮本明彦君)

環境保全協会の概要が社会福祉協議会のように決算等が出されていないという部分がありました。委員長のほうから申し入れもされましたけれども、もし府中市のように環境に関するだより等があり、基本的に周知と言いますか、PRするものがあればPRしていただければと。その中にどういう所に問い合わせをしたらいいんだというようなことも含めた形でまずはまとめていただきたいと思えます。あと、環境保全そのものにつきましては、今、両委員の方がおっしゃられましたので、本当にあるべき姿を求めてもう一度検討していただきたいということを申し添えていただければと思います。

○委員長(時任英寛君)

次に、松永用水の生活排水について何かございませんでしょうか。

○委員(宮内 博君)

案件としては議員と語ろかいで松永用水の関係で出されたものであったわけではありますが、執行部から提供された説明資料を拝見しても松永用水が一番通水開始時期が遅いということからも分かりますように、可能な限り通水をして防火用水としてもきちんと活用できる。また、環境衛生上もきちんと担保できるような形でやっていただくというようなことを求めたい。同時に生活環境部のほうでは通水がいつ開始されるかということ等も十分掌握していないということでもありますから、執行部内の連絡調整と言いますか、その辺もきちんと行って、その上でも連携した取組をしていただくということを求めておきたいと思えます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

委員長報告については御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、委員長報告については一任ということでそのようにしたいと思います。次に閉会中の所管事務調査については、「学童保育について」、「霧島市内干潟の調査について」及び「その他環境福祉常任委員会の所管事項について」提出しておくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時29分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 時 任 英 寛